

奈良県告示第十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条第一号の規定により、次の肥料の登録は失効した。

令和五年四月十四日

奈良県知事 荒井正吾

第七八三 号	混合有機 質肥料	8・0混 合有機質 肥料	窒素全量 八・〇 りん酸全 量	公定規 格のと おり	鳥山孝宣 橿原市四分町二八 六番地の三	令和四年 十二月二 十三日
第七八六 号	副産植物 質肥料	天ぷら屑 油粕	窒素全量 三・五 りん酸全 量	該当な し	服部一利 磯城郡三宅町大字 小柳四七五	令和四年 十一月二 十三日
第七三一 号	混合有機 質肥料	混合有機 質肥料3 号	窒素全量 八・〇 りん酸全 量	その他 の制限 事項の とおり	鳥山孝宣 橿原市四分町二八 六番地の三	令和四年 年十一月 十三日
第四八三 号	肉かす粉 末	8・0肉 かす粉末	窒素全量 八・〇	その他 の制限 事項の とおり	鳥山孝宣 橿原市四分町二八 六番地の三	令和四年 九月十一 日
登録番号 (奈良県)	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分 量(%)	その他 の規格	生産業者の氏名又 は名称及び住所	失効年月 日

第七八四号	
乾燥菌体肥料	
4・0乾燥菌体肥料	
窒素全量 四・〇 りん酸全 量 一・〇	二・〇 量
公定規 格のと おり	
鳥山孝宣 檀原市四分町二八 六番地の三	
令和五年 三月八日	